

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	西尾久七丁目住宅 (さくらハイツ西尾久)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	高橋温子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(22年度)	西尾久七丁目住宅【管理運営費】(01-10-01) 西尾久七丁目住宅【借上料】(01-10-02)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	4年度	根拠	荒川区営住宅条例及び施行規則 公営住宅法及び施行	
終期設定	有 無	24年度	法令等	令	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、民間住宅を借り上げ、管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身25万6千8百円以下、世帯29万4千8百円以下(政令基準)であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成22年4月現在高齢者用 ・単身世帯用 0円~2,568,000円(前年所得):13,800円~27,100円 ・二人世帯用 0円~2,948,000円(前年所得):18,700円~36,700円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区西尾久7-19-11 建築主 松原友治 荒川区西尾久7-19-11 建設費 545,365,430円 緊急通報装置設置補助金 23,357,310円 借上料 月額3,314,083円 利子補給 1,395,000円(22年度分) 火災保険料補助金 219,000円 入居開始 平成4年4月28日 敷地面積 507.04㎡ 延床面積 1,572,47㎡(借上面積1,020,66㎡) 構造・階数 鉄筋コンクリート造地上7階建(借上部分1~6階) 借上期間 平成4年4月21日~24年4月20日 借上戸数 34戸(単身世帯1DK・29戸、 ふれあい協力員室 1戸 二人用世帯2DK・5戸) 安否確認装置 ドアセンサー(玄関・トイレ)12時間 住戸面積 単身世帯25.10㎡、二人世帯34.00㎡ 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談・住宅管理				
経過	着工:平成3年2月8日 竣工:平成4年4月21日 入居開始:平成4年4月28日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅借上げにより運営 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人用3世帯)決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円) ・ふれあい協力員がやむを得ず業務を遂行できない場合、登録協力員が代行。(月額報酬 66,000円) ・IH化推進補助金 電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のための補助。(補助期間:平成20年度から3年間) [(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数 平成22年度対象11戸(世帯・単身共通) 392千円 【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成21年度 600千円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	52,283	52,515	51,161	50,780	50,974	50,648	50,077	
決算額(22年度は見込み)	51,711	50,263	49,961	49,745	48,845	49,377	50,077	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担当】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	51,711	52,849	51,669	51,795	50,963	51,006	50,077	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	7,459	7,453	7,283	7,110	7,171	6,977	7,333	
一般財源	43,652	44,796	43,786	44,085	43,192	43,429	42,144	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	退去世帯数(単身)	2	0	2	2	1	2	3
	退去世帯数(二人用)	0	0	0	1	0	0	1
	入居世帯数(単身)	1	0	2	3	0	2	3
	入居世帯数(二人用)	0	0	0	0	1	0	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
報償費	登録協力員謝礼等	1,548	登録協力員謝礼等	1,541	登録協力員謝礼等	1,541
光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	1,345	共用（集会室等）光熱水費	1,268	共用（集会室等）光熱水費	1,479
一般需用費	事務用消耗品	190	事務用消耗品	26	事務用消耗品	84
役務費	協力員室電話料金・消火器の処分料	57	協力員室電話料金	37	協力員室電話料金	39
委託料	供給公社業務委託等	2,518	供給公社業務委託等	3,621	供給公社業務委託等	3,959
使用料及び賃貸料	借上料	39,769	借上料	39,769	借上料	39,769
負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給等	2,218	火災保険補助・利子補給等	1,915	火災保険補助・利子補給等	1,614
	I H化推進補助金	0	I H化推進補助金		I H化推進補助金	392

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	登録世帯数	17 (世帯は5)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	180	183	182	185	—	応募総数
	入居世帯実数	3 (8)	1 (6)	2 (6)	2 (6)	—	()内は全住宅の入居世帯実数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年変化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 要介護状態となった入居者の処遇（条例上、自立喪失状態は退去事由）。特養ホーム等への入居勧奨。 借上住宅の契約更新に係る準備と対策方針の構築。
他区の実施状況	（実施 22 区、未実施 0 区） 指定管理者制度導入状況（18年度） ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	借上住宅の契約更新に伴う、借上げ料の見直し等の準備。不動産鑑定士への調査依頼。財産価格審議会への付議。	20年間据え置いてきた借上げ料の見直しによる適正化。
	指定管理者候補者の選定にあたり民間事業者も加える。	管理コストの軽減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	西尾久三丁目住宅 (さくらハイツ小台)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	高橋温子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	西尾久三丁目住宅【管理運営費】(01-10-03) 西尾久三丁目住宅【借上料】(01-10-04)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 5年度	根拠	公営住宅法及び同施行令、荒川区営住宅条例及び施行規則、東京都シルバーピア事業運営要綱		
終期設定	有 無 25年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国庫補助金を導入した民間住宅を借上げ、管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下（政令基準）であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成22年4月現在高齢者用 ・単身世帯用 0円～2,568,000円（前年所得）13,900円～27,200円 ・二人世帯用 0円～2,948,000円（前年所得）20,300円～39,800円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区西尾久3-21-12 建築主 水島正一 荒川区西尾久3-21-12 建設費 602,194,185円 建設費補助金 112,626,000円 借上料 月額4,553,662円 利子補給 3,499,000円(22年度) 火災保険料補助金 171,000円 入居開始 平成5年7月29日 敷地面積 668.64㎡(延床面積 2,604.49㎡、借上面積 1,255.49㎡) 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上9階建(借上部分3～8階) 借上期間 平成5年7月23日～平成25年7月22日 借上戸数 39戸(単身世帯1DK・34戸、二人世帯2DK・5戸) ふれあい協力員室 1戸 住戸面積 単身世帯25.15㎡、二人世帯36.69㎡ 安否確認装置 ドアセンサー(玄関・トイレ)12時間 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理				
経過	着工:平成3年12月28日 竣工:平成5年7月8日 入居開始:平成5年7月29日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅借上げにより運営。 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録」の募集を行い、10月下旬頃に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守、機械警備等は、外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・平成13年8月からふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 ・I H化推進補助金 電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のため補助。(補助期間:20年度から3年間) [(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数 平成22年度対象 単身11戸・世帯1戸 97千円 【補助金状況等】 地域特別賃貸住宅事業費(家賃対策補助費) ・国庫補助金=補助基本額×補助率(1/2) 平成18年度をもって廃止。18年度は国の三位一体改革により補助金なし。 ・都補助金=補助基本額×補助率(1/4) 平成21年度 6,309千円 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成21年度 600千円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	68,600	68,197	68,026	67,770	67,985	67,684	66,495	
決算額(22年度は見込み)	66,946	66,526	67,153	65,619	65,196	66,392	66,495	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担量】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	66,946	69,112	68,861	67,669	67,314	68,021	66,495	
国(特定財源)	11,587	11,208	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	6,393	6,204	5,930	6,140	6,259	6,918	6,126	
その他(特定財源)	8,666	8,677	8,269	8,550	8,247	8,397	8,486	
一般財源	40,300	43,023	54,662	52,979	52,808	52,706	51,883	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	退去世帯数(単身)	2	1	1	0	2	0	1
	退去世帯数(二人用)	1	0	0	0	1	0	1
	入居世帯数(単身)	2	0	3	0	2	0	1
	入居世帯数(二人用)	0	1	2	0	0	1	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	光熱水費	共用(集会室等)光熱水費	917	共用(集会室等)光熱水費	883	共用(集会室等)光熱水費	1,019
	一般需用費	住宅管理消耗品	226	住宅管理消耗品	68	住宅管理消耗品	75
	役務費	協力員室電話料金・消火器の処分料	60	ふれあい協力員室電話料	34	ふれあい協力員室電話料	39
	委託料	住宅公社保守管理業務委託	3,786	住宅公社保守管理業務委託	5,423	住宅公社保守管理業務委託	5,502
		協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,386	協力員業務委託等	1,449
	使用料及び賃借料	借上料	54,644	借上料	54,644	借上料	54,644
	負担金補助及び交付金	火災保険補助・利子補給	4,134	火災保険補助・利子補給	3,905	火災保険補助・利子補給	3,670
I H化推進補助金		43	I H化推進補助金	49	I H化推進補助金	97	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	登録世帯数	17 (世帯は5)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	——	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	180	183	182	185	——	応募総数
	入居世帯実数	0 (8)	2 (6)	1 (6)	1 (6)	——	()内は全住宅の入居世帯実数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年変化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。 借上住宅の契約更新に係る準備と対策方針の構築。
他区の実況	(実施 22 区、未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	借上住宅の契約更新に伴う、借上げ料の見直し等の準備。不動産鑑定士への調査依頼。財産価格審議会への付議。	20年間据え置いてきた借上げ料の見直しによる適正化。
	指定管理者候補者の選定にあたり民間事業者も加える。	管理コストの軽減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

況議(要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	南千住二丁目住宅 (さくらハイツ南千住)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	高橋温子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(22年度)	南千住二丁目住宅(管理運営費)(01-10-05) 南千住二丁目住宅(借上費)(01-10-06)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠 法令等	公営住宅法及び同施行令 東京都シルバーピア事業運営要綱	
終期設定	有 無	25年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成 [08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国庫補助等を導入した民間住宅を借上げ、管理運営する。				
対象者等	住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身25万6千8百円以下、世帯29万4千8百円以下(政令基準)であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。 【受益者負担】 1 月額使用料 平成22年4月現在高齢者用 ・単身世帯用: 0円~2,568,000円(前年所得) 15,400円~30,300円 ・二人世帯用: 0円~2,948,000円(前年所得) 22,100円~43,400円 2 共益費 2,600円				
内容	1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区南千住2-32-3 建築主 染谷清 台東区竜泉3-39-10-901 建設費 391,570,000円 建設費補助金 借上料 月額2,606,523円 利子補給 1,934,000円(22年度) 火災保険補助金 146,000円 入居開始 平成5年5月21日 敷地面積 224.59㎡(延床面積 946.38㎡、借上面積692.12㎡) 構造・階数 鉄筋コンクリート造地上8階建 借上期間 平成5年5月15日~平成25年5月14日 借上戸数 18戸(単身世帯1DK 12戸、2人世帯2DK 6戸) ワーデン室 1戸 住戸面積 単身世帯27.94㎡、2人世帯39.93㎡ 安否確認装置 水センサー(浴室、トイレ)12時間 水漏れ2時間 3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理				
経過	着工:平成4年5月22日 竣工:平成5年5月12日 入居開始:平成5年5月21日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要もある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・住宅借上げにより運営。 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守、機会整備等は外部へ業務委託。(18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者:東京都住宅供給公社) ・平成13年4月から、ふれあい協力員業務を社会福祉法人「上智社会事業団」へ委託。 ・IH化推進補助金 電気クッキングヒーターからIHクッキングヒーターへ交換のため補助。(補助期間:20年度から3年間) [(IHクッキングヒーター単価)-(電気クッキングヒーター単価)]×1/2×台数 平成21年度対象 単身4戸・世帯2戸 94千円 【補助金状況等】 地域特別賃貸住宅事業費(家賃対策補助費) ・国庫補助金=補助基本額×補助率(1/2) 平成18年度をもって廃止。18年度は国の三位一体改革によりなし。 ・都補助金=補助基本額×補助率(1/4) 平成20年度 3,452千円 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成21年度 600千円				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	40,598	40,253	39,799	39,492	39,600	40,212	39,620	
決算額(22年度は見込み)	39,217	38,285	38,935	39,257	37,666	39,728	39,620	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担当】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	39,217	40,871	40,643	41,307	39,784	41,357	39,620	
国(特定財源)	6,609	6,795	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	3,904	3,997	4,023	3,977	4,052	4,473	3,952	
その他(特定財源)	4,422	4,402	4,337	4,252	4,238	4,118	4,402	
一般財源	24,282	25,677	32,283	33,078	31,494	32,766	31,266	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	退去世帯数(単身)	0	0	1	0	1	2	1
	退去世帯数(二人用)	1	0	0	0	0	1	1
	入居世帯数(単身)	0	0	1	1	0	0	2
	入居世帯数(二人用)	1	0	0	0	1	1	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	共用（集会室等）光熱水費	523	共用（集会室等）光熱水費	485	共用（集会室等）光熱水費	579
一般需用費	住宅管理消耗品	82	住宅管理消耗品	15	住宅管理消耗品	92	
役員費	協力員室電話料金・消火器の処分料	49	協力員室電話料金	36	協力員室電話料金	42	
委託料	ふれあい協力員業務委託等	1,386	ふれあい協力員業務委託等	1,386	ふれあい協力員業務委託等	1,449	
	供給公社保守管理業務委託	2,006	供給公社保守管理業務委託	4,316	供給公社保守管理業務委託	4,005	
使用料及び賃借料	借上料	31,278	借上料	31,278	借上料	31,279	
負担金及び交付金	火災保険補助・利子補給	2,342	火災保険補助・利子補給	2,211	火災保険補助・利子補給	2,080	
	I H化推進補助金	0	I H化推進補助金	0	I H化推進補助金	94	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	登録世帯数	17 (世帯は5)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	180	183	182	185	—	応募総数
	入居世帯実数	1 (8)	1 (6)	1 (6)	1 (6)	—	()内は全住宅の入居世帯実数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の経年変化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 ・入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 ・要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。 ・借上住宅の契約更新に係る準備と対策方針の構築。
他区の実況	(実施 22 区、未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	借上住宅の契約更新に伴う、借上げ料の見直し等の準備。不動産鑑定士への調査依頼。財産価格審議会への付議。	20年間据え置いてきた借上げ料の見直しによる適正化。
	指定管理者候補者の選定にあたり民間事業者も加える。	管理コストの軽減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

況議(要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	町屋七丁目住宅 (さくらハイツ町屋)	部課名 担当者名	福祉部福祉推進課 高橋温子	課長名 内線	小林清美 2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(22年度)	町屋七丁目住宅(01-10-07)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠	荒川区営住宅条例及び施行規則 公営住宅法及び施行令	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都シルバーピア事業運営要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成 [08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、区営住宅を建設し、管理運営する。				
対象者等	<p>住宅に困窮する高齢者で下記に該当する者 区内に5年以上居住していること。 独立して日常生活を営めること。 前年の所得が単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること。 65歳以上の一人暮らし、または65歳以上の者を含む60歳以上のみの世帯。</p> <p>【受益者負担】</p> <p>1 月額使用料 平成22年4月現在高齢者用 ・単身世帯用：0円～2,568,000円(前年所得) 15,400円～30,300円 ・二人世帯用：0円～2,948,000円(前年所得) 20,700円～40,700円</p> <p>2 共益費 2,600円</p>				
内容	<p>1 入居者の管理 2 建物等の維持管理 所在地 荒川区町屋7-2-15 建設費 663,565,000円 延床面積 1,219,71㎡</p> <p style="text-align: right;">入居開始 平成5年4月1日 敷地面積 580.38㎡ 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造地上8階建 地下1階建(住宅部分3～8階)</p> <p>ワーデン室 1戸 住戸数 23戸 (単身世帯1DK 20戸、2人世帯2DK 3戸)</p> <p>住戸面積単身世帯28.25㎡、2人世帯37.99㎡ 安否確認装置 ドアセンサー(玄関、トイレ)12時間</p> <p>3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工：平成3年3月16日 竣工：平成5年2月15日 入居開始：平成5年4月1日				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、今後、区が建設することは不可能である。				
実施方法	<p>(二部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅建設により運営。 ・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。 ・空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件) ・清掃、建物保守等は外部へ業務委託。(平成18年度から指定管理者制度を導入。指定管理者：東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(月額報酬100,000円) ・使用期限経過のため居室内電気クッキングヒーターをIHクッキングヒーターへ交換。(平成18年度から2年間で実施) <p>【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成21年度 600千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	8,463	8,394	9,100	9,720	8,660	38,240	7,894	
決算額(22年度は見込み)	7,236	7,921	7,904	7,583	7,351	22,182	7,894	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担量】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	7,236	10,507	9,612	9,633	9,469	23,811	7,894	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	5,218	5,202	4,754	4,878	4,949	5,040	5,317	
一般財源	1,418	4,705	4,258	4,155	3,920	18,171	1,977	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
退去世帯数(単身)	3	0	2	3	2	0	1	
退去世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	1	1	
入居世帯数(単身)	2	0	3	3	1	1	1	
入居世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	0	1	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	一般需用費	住宅管理消耗品	136	住宅管理消耗品	0	住宅管理消耗品	102
	役務費	協力員室電話料金	33	協力員室電話料金	32	協力員室電話料金	36
	委託料	C A T V保守	64	C A T V保守	64	C A T V保守	64
		住宅公社保守管理業務	3,330	住宅公社保守管理業務	4,190	住宅公社保守管理業務	3,707
		設備等保守 （SC執行委任分）	2,588	設備等保守 （SC執行委任分）	2,581	設備等保守 （SC執行委任分）	2,785
	工事請負費			外壁改修工事	14,114		
備品購入費							

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	登録世帯数	17 (世帯は5)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	—	()内は総数における世帯用住戸
	空き待ち登録者応募数	180	183	182	185	—	応募総数
	入居世帯実数	3 (8)	1 (6)	1 (6)	1 (6)	—	()内は全住宅の入居世帯実数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年変化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。
	他区の実況 (実施 22 区、未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理料、業務の執行状況について、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減及び業務の質の向上が図れる。
指定管理者候補者の選定にあたり民間事業者も加える。	管理コストの軽減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

議会議況(要旨)	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	都営南千住四丁目団地 (シルバーピア事業)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	高橋温子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(22年度)	都営住宅南千住四丁目団地(15-10-08)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 12 年度	根拠	東京都シルバーピア事業運営要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市 []			
	政策	良好で快適な生活環境の形成 [08]			
	施策	快適な住環境の形成 [08-02]			
目的	単身高齢者及び高齢者のみの世帯が自立し、安全かつ快適な生活を営める高齢者向け集合住宅を供給することを目的に設置された東京都の南千住四丁目団地シルバーピアに、荒川区がふれあい協力員（ワーデン）を設置する。				
対象者等	東京都シルバーピア(高齢者集合住宅)入居資格者 ・高齢者住宅 50戸(内、40戸は地元割当) ・障害者住宅 4戸(内、2戸は地元割当) 【受益者負担】 月額使用料 ・単身世帯用：0～3,216,000円(前年所得) 19,700～43,200円 ・二人世帯用：0～3,596,000円(前年所得) 29,000～48,000円				
内容	1 ふれあい協力員(ワーデン)の設置 業務内容：居住者の安否確認・生活相談 2 建物の概要 所在地 荒川区南千住4-9-3(E街区) 建築主 東京都 入居開始 平成12年5月 敷地面積 8,109㎡ 構造・階数 鉄筋コンクリート造・地上32階・375戸 シルバーピア 3～13階・50戸(単身用43戸、世帯用7戸) 車椅子使用者向け 2階・4戸(世帯用) ふれあい協力員 3階・1戸				
経過	平成2年 「荒川区地域高齢者住宅計画」 平成4年 「荒川区住宅マスタープラン」 平成8年9月 シルバーハウジングプロジェクト事業計画の承認申請 平成9年2月 着工 平成11年6月 車いす使用者向け東京都入居者公募 平成11年7月 車いす使用者向け区地元割当入居者公募 平成11年12月 シルバーピア東京都入居者公募 平成12年1月 シルバーピア区地元割当入居者公募 平成12年5月 ふれあい協力員業務委託開始 平成12年5月 入居開始				
必要性	住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、今後、あり方を検討する必要がある。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・建物は都住宅局が管理する。(入居者募集事務についても都住宅局で行われる。) ・事務室及びだんらん室に係る維持管理については区が管理する。 (平成18年度から指定管理者制度を導入(=機械警備のみ) 指定管理者：東京都住宅供給公社) ・ふれあい協力員業務については、平成18年度まで社会福祉法人「聖風会」に委託。 平成19年度から区の非常勤職員で対応。(月額報酬100,000円) 住宅使用料は区負担(96,000円×12ヶ月) 【補助金状況】 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業) ・都補助金 ワーデン(ふれあい協力員)報酬1名分 @100,000円/月×12月×1人×1/2(補助率)=600,000円				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	4,963	4,948	4,916	4,978	3,332	3,331	3,331	
決算額(22年度は見込み)	4,618	4,270	3,319	3,044	2,982	2,986	3,331	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担量】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	4,618	6,856	5,027	5,094	5,100	4,615	3,331	
国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	600	600	600	600	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	4,018	6,256	4,427	4,494	4,500	4,015	2,731	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	単身用	単身用						
	応募・入居状況 (地元割当分)	応募者数 72 倍率 72 入居世帯数 1	応募者数 119 倍率 60 入居世帯数 2	地元割当分 なし	地元割当分 なし	地元割当分 なし	地元割当分 なし	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）		
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
予算・決算の内訳	報酬	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬	1,200
	光熱水費	管理事務室光熱水費	79	管理事務室光熱水費	79	管理事務室光熱水費	88
	一般需用費	住宅管理消耗品	0	住宅管理消耗品	3	住宅管理消耗品	83
	役務費	ふれあい協力員室電話料	38	ふれあい協力員室電話料	39	ふれあい協力員室電話料	42
	委託料	供給公社保守管理業務委託	513	供給公社保守管理業務委託	513	供給公社保守管理業務委託	766
	負担金補助及び交付金	ふれあい協力員住宅使用料	1,152	ふれあい協力員住宅使用料	1,152	ふれあい協力員住宅使用料	1,152

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	管理戸数	54	54	54	54	—	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加に対する、バックアップ体制の強化。 ・加齢等により要介護状態となった入居者の処遇。（条例上、自立喪失状態は退去事由）特養ホームへの入居勧奨。
他区の実況	<p>（実施 22 区、未実施 0 区）</p> <p>指定管理者制度導入状況（18年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理料、業務の執行状況について、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減及び業務の質の向上が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

況（要旨）	<p>議</p> <p>Q：バイク駐車場の設置（別途、住民による要望書が住宅局へ出される）</p> <p>A：市街地整備指導要綱においてバイク対策がとられているにもかかわらず南千住四丁目住宅等におけるバイク対策がなされていないため、都に要望したところ、施設内に自治会の自主責任管理によるバイクスペースが確保された。</p>
-------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	町屋五丁目住宅 (高齢者及び障害者住宅)	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林清美
		担当者名	高橋温子	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(22年度)	町屋五丁目(高齢者・障害者)住宅(15-10-09)				
事務事業の種類	新規事業 (22年度 21年度)	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 10 年度	根拠法令等	公営住宅法及び施行令 荒川区営住宅条例及施行規則 東京都シルバーピア事業運営要綱		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	住宅に困窮する低所得者の生活の安定と福祉の増進を図るため、公営住宅法に基づき建設した区営住宅を管理運営する。				
対象者等	<p>【入居条件】</p> <p>1 高齢者住宅 単身用 65歳以上の一人暮らしであること 世帯用 申込者が65歳以上で、60歳以上の親族と同居している世帯であること 区内に引き続き5年以上居住していること 自立した日常生活が可能であること 前年の所得額が、単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること</p> <p>2 障害者住宅 単身用 身体障害者手帳2級以上の車椅子使用者で、かつ18歳以上65歳未満であること 世帯用 本人又は同居親族の一人以上が身体障害者手帳2級以上の車椅子使用者であること 区内に引き続き1年以上居住していること 自立した日常生活が可能であること 前年の所得額が、単身256万8千円以下、世帯294万8千円以下(政令基準)であること</p> <p>3 共通条件 自己所有又は親族所有(1親等内)名義の住宅、都営住宅、都市公団、又は都供給公社の賃貸などの公営住宅に居住していないこと 現に住宅に困窮していること</p> <p>【受益者負担】</p> <p>1 月額使用料 平成22年4月現在 前年所得(円) (A):高齢者住宅 (B):障害者住宅 ・単身世帯用 0円~2,568,000円(前年所得) A:19,700円~38,800円 B:26,900円~52,800円 ・二人世帯用 0円~2,948,000円(前年所得) A:24,800円~48,700円 B:33,200円~65,200円</p> <p>2 共益費 2,600円</p> <p>3 駐車場(障害者専用) 本人22,500円(50/100、80/100の減額制度有り)</p>				
内容	<p>1 入居者の管理</p> <p>2 建物等の維持管理 所在地 荒川区町屋5-9-2 建物 鉄筋コンクリート、地上2階地下1階建うち地上1~3階部分、床面積2,934.06㎡(1~3階部分) 住宅戸数 高齢者住宅:23戸(単身1DK・19戸、世帯2DK・4戸)、障害者住宅:6戸(単身1DK・2戸、世帯2DK・4戸) 駐車場(障害者専用)6台</p> <p>3 ふれあい協力員(ワーデン)設置 業務内容:居住者の安否確認・生活相談、住宅管理</p>				
経過	着工:平成6年3月26日 竣工:平成10年3月31日 入居開始:平成10年5月1日				
必要性	住宅に困窮する高齢者、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図るため、高齢者用区営住宅の必要性はあるが、費用対効果等の観点から、そのあり方を検討する必要がある。				
実施方法	<p>(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)</p> <p>・毎年9月下旬から10月上旬にかけて「空き室待ち登録者」の募集を行い、10月中旬頃に登録者(単身10世帯、二人3世帯)を決定。空き室発生後、登録順位の早い者から入居。(資格審査通過が条件)</p> <p>・ふれあい協力員は非常勤職員対応。(報酬月額100,000円)</p> <p>・使用年限経過のため居室内電気キッチンヒーターをIHキッチンヒーターへ交換。(平成20年度から順次交換)</p> <p>平成21年度 対象4戸 334千円</p> <p>【補助金状況】</p> <p>公営住宅家賃収入補助</p> <p>・国庫補助金=補助基本額×補助対象率(1-収入超過者入居戸数/戸数):平成18年度をもって廃止。 高齢社会対策区市町村包括補助事業費(シルバーピア推進事業)</p> <p>・都補助金=ふれあい協力員(報酬)×補助率(1/2) 平成21年度 600千円</p>				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	11,911	11,299	12,388	12,246	12,968	12,044	12,043	
決算額(22年度は見込み)	10,899	11,095	10,915	9,855	10,837	10,184	12,043	
人件費		2,586	1,708	2,050	2,118	1,629		
【事務分担量】(%)		30	20	24	25	20		
合計(+)	10,899	13,681	12,623	11,905	12,955	11,813	12,043	
国(特定財源)	164	164	0	0	0	0	0	
都(特定財源)	600	600	600	300	300	600	600	
その他(特定財源)	9,335	9,356	9,133	9,490	9,035	10,151	9,746	
一般財源	800	3,561	2,890	2,115	3,620	1,062	1,697	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	退去世帯数(単身)	0	2	1	2	1	2	1
	退去世帯数(二人用)	0	0	0	0	0	0	1
	入居世帯数(単身)	0	2	2	1	2	1	1
	入居世帯数(二人用)	0	1	0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	ふれあい協力員報酬	600	ふれあい協力員報酬	1,200	ふれあい協力員報酬
光熱水費	共用（団楽室）光熱水費	1,528	共用（団楽室）光熱水費	1,226	共用（団楽室）光熱水費	1,638
一般需用費	登録者募集しおり作成等	205	登録者募集しおり作成等	69	登録者募集しおり作成等	137
役務費	協力員室電話料金	41	ふれあい協力員電話料	40	ふれあい協力員電話料	46
委託料	電気工作物保安管理（執行委任）	43	電気工作物保安管理（執行委任）	46	電気工作物保安管理（執行委任）	56
	供給公社保守管理業務委託	4,851	供給公社保守管理業務委託	3,804	供給公社保守管理業務委託	4,310
備品購入費	I Hクッキングヒーター	295	I Hクッキングヒーター	294	I Hクッキングヒーター	360
負担金補助及び交付金	防災センター委託（執行分）	2,651	防災センター委託（執行分）	2,254	防災センター委託（執行分）	3,001
	ふれあい協力員住宅使用料	623	ふれあい協力員住宅使用料	1,252	ふれあい協力員住宅使用料	1,295

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	待機世帯数	17 (世帯は5)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	13 (世帯は3)	—	当選者総数 ()内は総数における世帯数
	空き待ち登録者募集数	180	183	182	185	—	応募総数
	入居世帯数	1 (8)	2 (6)	1 (6)	1 (6)	—	()内は全住宅の入居世帯数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の経年変化、住宅設備の更新等による住宅改修費用の増大。 入居者の介護度上昇に伴うふれあい協力員業務の負担増加。 要介護状態となった入居者の処遇(条例上、自立喪失状態は退去事由)。特養ホーム等への入居勧奨。
他区の実施状況	(実施 22 区、未実施 0 区) 指定管理者制度導入状況(18年度) ・施設維持管理業務のみ：江戸川区、大田区、豊島区、世田谷区 など ・施設維持管理・入居事務・使用料収納事務：板橋区、北区、目黒区 など

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理料、業務の執行状況について、他区の状況を踏まえながら、管理先と引き続き交渉を行う。	指定管理料の削減及び業務の質の向上が図れる。
指定管理者候補者の選定にあたり民間事業者も加える。	管理コストの軽減。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	課題を中心に高齢者住宅のあり方を検討し、現状の規模で実施する。

況議(要旨)状	
---------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	建築紛争相談	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	堀込 正彦	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	事前公開、相隣問題事務費（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	53 年度	根拠	荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例及び施行規則等	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	中高層建築物の建築に伴い生じる日照障害や電波障害、工事被害等、関係住民と建築主との間の紛争を予防又は調整し、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図る。				
対象者等	・高さ10mを超える建築物(中高層建築物)の建築主及び建築主側関係者(延べ面積10,000㎡を超える場合は都扱い) ・中高層建築物の敷地境界線から、その高さの2倍の範囲内にある土地又は建築物の権利者及び居住者 ・中高層建築物による電波障害の影響を受ける者				
内容	電話及び窓口にて、随時相談を受付。相談に対しては、職員及びまちづくり・建築紛争相談員が対応し、助言・指導などを行っている。専門的助言、指導を必要とするケースについては、建築紛争調整員が対応する(原則月曜日、事前予約制)。なお、建築紛争に発展し当事者間の話し合いでは解決の見込みがなく、双方から紛争調整の申出があった場合に、建築紛争調整員があっせんを行う。あっせんでは、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争の解決を図るよう努める。あっせんによっても解決の見込みが無い場合は、あっせんを打ち切り、さらに必要があると認める時は、調停に移行するよう勧告することができる。 1 建築紛争調停委員(任期2年) 会長 1人 委員 5人 2 建築紛争調整員(任期2年) 6人 3 調停委員会議、調整員会議 4 特別区調停委員等連絡協議会、特別区調停委員等連絡協議会第二ブロック会				
経過	都市部における土地の高度利用化の進展に伴う、日照紛争や電波障害といった建築紛争に対する問題解決を図るため、昭和51年の建築基準法改正を契機に、中高層建築物への高さ制限には東京都日影規制条例が、紛争調整には紛争予防条例が制定され、双方セットの一貫した日照問題対策として昭和53年度からスタートした。 S53.12.7 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例制定 S54.2.15 荒川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則制定 S57.7.9 荒川区建築紛争調整員設置要綱制定 H19.9.27 条例改正(建築主の説明会への出席を義務化) H20.5.30 条例施行規則改正				
必要性	建築規制の緩和により建築物が大規模化している一方で、近隣住民は大規模建築物の出現による生活環境の変化に対し強い抵抗感を持っている。このような建築紛争が発生しやすい状況の中、専門的な立場からの意見を聞ける場は区民にとって重要である。また、調停委員会は国が利用促進に期待を寄せている裁判外紛争解決(ADR)機関であり、裁判所における判決手続きとは異なり、専門性を発揮しつつ、簡易、迅速な処理を目的としている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

建築主が標識を設置する
 近隣関係住民が建築主に説明を求める
 説明会もしくは戸別説明
 問題があれば話し合いをする
 話し合いがまとまらない場合は区に相談
 区の調整
 再度の話し合いを指導
 あっせん
 調停
 *それでも決着しない場合は裁判へ

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,507	2,507	2,689	2,717	2,901	2,780	2,780	
決算額(22年度は見込み)	2,146	2,389	2,190	2,613	2,276	2,027	2,780	
人件費		7,848	7,788	7,563	7,085	7,250		
【事務分担量】(%)		120	120	260	255	245		
合計(+)	2,146	10,237	9,978	10,176	9,361	9,277	2,780	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	2,146	10,237	9,978	10,176	9,361	9,277	2,780	
実績の推移	事項名							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
中高層相談件数	338	360	538	560	372	148	360	
建築紛争件数	4	5	4	4	2	0	2	
調整回数	6	6	2	28	29	0	19	
解決件数	2	0	1	2	1	0	1	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
			金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
	報酬	委員報酬	385	委員報酬	344	委員報酬	485
	特別旅費	費用弁償	46	費用弁償	42	費用弁償	46
	食糧費	会議賄い	1	会議賄い	1	会議賄い	2
	一般需要	図書購入	29	図書購入	9	図書購入	32
	負担金	特別区連絡協議会	129	特別区連絡協議会	129	特別区連絡協議会	129

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	中高層建築物相談件数	560	372	148	360	290	22年度 = 19・20・21年度の平均
	あっせん物件解決率	66% (2/3)	100% (1/1)	-	100%	100%	

（問題点・課題）	<p>3,000㎡以上のマンション建設については、荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例（荒川ルール条例）により、一定の調整が期待できる。しかし、荒川ルール条例で調整できなかった物件を本条例により調整しようとしても困難を極めることが予想されるため、担当課との連携をより一層図ることが必要である。</p> <p>電波障害については、中高層建築物の増加により複合電波障害が予想され、原因の特定が難しくなっている。これについて区としては、テレビ電波受信トラブルの一般的知識の普及、啓発を図るとともに都市型CATVの普及、促進等の対策を検討していく必要がある。また、平成15年12月から始まった地上デジタルテレビ放送では、既存の電波障害地域の9割は解消されるというデータもあることから、今後はアナログ波によるテレビ放送終了までに地上デジタル放送への誘導をしていく必要がある。なお、アナログ波によるテレビ放送は平成23年7月24日に終了する予定である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
電波障害により共聴アンテナを新たに設置する場合は、地上デジタルテレビ放送に対応できるよう誘導する。	地上デジタル放送により電波障害が改善される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	生活環境の変化に不安を持つ住民が、専門家からの意見を聞ける場は重要。

議（要旨）	H20 一定 地上デジタルテレビ放送移行に伴う問題について
-------	-------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	建築審査会	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	堀込 正彦	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	建築審査会事務費（01-05-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 58 年度	根拠	建築基準法第78条		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区建築審査会条例		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	建築基準法に基づく特定行政庁等の業務が正しく執行されるように設けられた建築審査会の円滑な運営を図る。				
対象者等	荒川区内に建物を建築する建築主、当該建築物の関係権利者。 建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者。				
内容	<p>1 建築審査会の職務 建築基準法による特定行政庁の許可等に対する同意 特定行政庁、建築主事、建築監視員若しくは指定確認検査機関の処分又はこれに係る不作為に対する審査請求（不服申立て）についての裁決 特定行政庁の諮問に応じての重要事項の審議 建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議</p> <p>2 建築審査会委員（任期2年） 会長 1人 委員 4人 専門調査員 1人</p> <p>3 建築審査会 年10回（H21年度予算）</p> <p>4 全国建築審査会会長会議、特別区建築審査会委員等連絡協議会、特別区建築審査会委員等連絡協議会第二ブロック会会議</p> <p>* 建築審査会の運営に係る事務の効率化を図るため、二ブロックで委員を共通とし共同運営を行っている。毎月定例日を設定し第二ブロック会を行い、案件のある区はその日に審査会を開催する。二ブロック内で情報を共有できるほか、協議会などへ委員が出席する際の報酬を分担できる。</p>				
経過	<p>昭和57年、地方自治法及び建築基準法施行令149条の一部（特別区の特例）の改正により、特別区に建築審査会が設置され、昭和58年度からスタートした（都から区への権限の移譲）。</p> <p>S58. 3.23 荒川区建築審査会条例制定</p> <p>S60. 4. 1 荒川区建築審査会傍聴規程制定</p> <p>S62.10.20 条例改正</p> <p>S63.12.23 荒川区建築審査会傍聴規定廃止</p> <p>S63.12.23 荒川区建築審査会運営規程制定</p> <p>H 2. 6.28 条例改正</p> <p>H11. 4.20 建築基準法第43条第1項ただし書許可審査基準制定（建築課）</p> <p>H14. 3.28 荒川区近隣まちづくり推進制度についての答申</p> <p>H19. 4.24 荒川区近隣まちづくり推進制度改正についての報告</p>				
必要性	建築審査会は、審査請求を裁決する権限を有する特定行政庁の許可等の意思決定に関与する参与機関及び調査審議権等の諮問機関としての法的性格を併有する複合的行政機関であり、建築基準法に基づき設置を義務付けられている。特に建築基準法に基づく処分の取消訴訟との関係においては、専門的、技術的性格を有するものであるため審査請求前置主義を採用していることもあり、必要性は極めて高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,210	1,797	1,762	1,953	1,648	1,746	1,736	
決算額（22年度は見込み）	486	1,742	1,528	559	1,047	1,411	1,736	
人件費		5,024	4,986	3,904	3,876	4,561		
【事務分担量】（%）		80	80	60	60	70		
合計（+）	486	6,766	6,514	4,463	4,923	5,972	1,736	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	486	6,766	6,514	4,463	4,923	5,972	1,736	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	建築審査会開催数	1	11	8	3	7	8	6
	同意案件件数	0	11	3	2	10	3	5
	審査請求件数	0	3	0	0	1	1	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	808	委員報酬	1,035	委員報酬	1,115
	報償費	裁決書作成料	0	裁決書作成料	59	裁決書作成料	82
	一般需要	図書購入	46	図書購入	9	図書購入	60
	役務費	速記録作成料	0	速記録作成料	38	速記録作成料	53
	負担金	特別区連絡協議会	190	特別区連絡協議会	199	特別区連絡協議会	210

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	同意案件件数	2	10	3	5	-	
	審査請求件数	0	1	1	1	-	

（問題点・課題）	平成12年度から建築基準法第43条ただし書きの許可制度の導入、指定確認検査機関による確認手続きが開始された。これに伴い、建築審査会の同意を必要とする条項が増え、同意案件の増加があった。また、民間確認機関が増えたことにより条文の解釈にもずれが生じていることから、各区において審査請求が増加する傾向にあるため、事務局としては、いつ提起されてもいように備えておく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
審査請求の提起に、建築審査会事務局として体制を整備しておく。	審査請求事件を迅速に取扱う事が出来る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法に基づく同意、審査請求による裁決を行う機関として必要。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	住宅等取得資金融資あっ旋事業	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	平野 芳枝	内線	2 3 2 8
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	住宅資金融資（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（21年度 20年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 53 年度	根拠	荒川区住宅等取得資金融資あっ旋事業要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	荒川区が実施する街づくり事業の施行により、関係権利者が、当該事業の制度だけでは住宅等の取得が困難な場合に、区が金融機関に住宅等の取得に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給を行い、関係権利者の生活の安定を図り、対象事業の円滑な推進を促すことを目的とする。				
対象者等	<p>1 の事業実施に協力して住宅等を取得し、2 のいずれかに該当する者</p> <p>1 対象事業 町屋駅前地区市街地再開発事業 都市計画道路事業補助線街路306号 都市計画道路事業補助線街路107号 荒川地区環境改善事業 東日暮里五丁目地区第一種市街地再開発事業 都市計画道路事業補助線街路第331号 その他区長が特に必要と認める事業</p> <p>2 申込資格 対象事業に協力する次のいずれかに該当する方 ア 用地買収等における売買契約又は補償契約を締結している方 イ 再開発事業で権利変換計画に同意している関係権利者 ウ ア、イの資格を有する方と現に同居している親族 自力による必要資金の調達が困難な方 区内で不動産を取得する方。ただし区内での不動産取得が困難な場合は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県又は茨城県の区域内で不動産を取得する方 世帯全員が住民税等を滞納していないこと 融資を受けた金銭及びその利息について、十分な返済能力を有する方 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下で、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 区長が特に必要と認めた方</p> <p>3 融資条件 融資限度額（以下に定める額のうち、万円未満を切り捨てたいずれか低い額） 3,000万円 用地買収による売買代金と補償金の合計額 権利変換に定められた従前の資産の価格と都市再開発法に基づく補償額の合計 必要経費のうち、自力調達しえなかった額</p>				
内容	<p>利子補給率 : 1.2%</p> <p>利子補給期間 : 15年以内（据置期間1年を含む）</p> <p>本人負担率 : 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率</p> <p>担保等 : 抵当権、質権の設定。団体生命保険に加入し、かつ信用保証機関との保証契約を締結するか、連帯保証人をたてること。</p>				
経過	<p>昭和60年度 : 環境改善事業移転資金融資あっ旋要綱</p> <p>平成元年度 : 荒川区住宅等取得資金融資あっ旋事業要綱</p> <p>平成8年度 : 補給利率の引き下げ（2.5% 1.5%）</p> <p>平成11年度 : 補給利率・補給期間ともに引き下げ（1.5% 1.2% 25年 20年）</p> <p>平成12年度 : 補給期間の引き下げ（20年 15年）</p>				
必要性	区の街づくり事業の実施に当たり、事業に係る補助制度だけでは住宅等の取得が困難な関係権利者の生活の安定性を確保する必要がある。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	24,660	20,384	18,047	16,116	13,909	12,847	11,279	
決算額（22年度は見込み）	18,182	15,976	14,615	13,523	11,871	10,168	11,279	
人件費		550	427	427	254	529		
【事務分担当】（%）		10	5	5	3	10		
合計（+）	18,182	16,526	15,042	13,950	12,125	10,697	11,279	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	18,182	16,526	15,042	13,950	12,125	10,697	11,279	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利子補給率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	利子補給期間	15年	15年	15年	15年	15年	15年	15年
	実行件数/あっ旋件数	0	0	0	0	0	0	0
	融資実行額	0	0	0	0	0	0	0
	利子補給件数	80	76	74	67	65	56	56

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		一般需要費	消耗品費	14	消耗品費	11	消耗品費
負担金補助及び交付金	融資あっ旋利子補給	11,858	融資あっ旋利子補給	10,157	融資あっ旋利子補給	11,259	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	融資実行件数（新規）	0	0	0	0	0	再開発課等の予測値
	融資実行件数（継続）	70	65	59	56	56	25年度は22年度から24年度までに繰上返済が発生しない場合の推定値

（問題点・課題）	<p>本事業は、まちづくり事業を円滑に推進するための事業であり継続を要するが、低金利により、補助額を下回る金利が予想される。また、建設・購入資金あっ旋事業に比べ優遇されている補給内容についても見直しの検討が必要である。</p>
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組み具体的な改善内容	改善により期待する効果
<p>経理課、再開発課と一層の連携を図り、本制度を適切に有効活用する。</p>	<p>まちづくり事業の円滑な推進を促すことができる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区が行うまちづくりにおいて、事業を円滑に推進するために必要である。

議会議案（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	住宅建設購入資金融資あっ旋事業	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	平野 芳枝	内線	2 8 2 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	住宅資金融資（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 4 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区内に定住するために住宅を建設、又は購入する区民の方に、区が金融機関に資金の一部を融資あっ旋するとともに、一定期間利子の一部を補給することにより、良好な住環境の整備と定住人口の確保を図ることを目的とする。				
対象者等	<p>下記の1の対象者が下記の2の対象住宅を建設又は購入するとき、利子の一部を補給する。</p> <p>1 対象者 区内に1年以上居住しているか、申込人又は配偶者の親が引き続き1年以上区内に居住している方 配偶者又は二親等までの親族を含む同居人を有するか、又は当該年度の末日までに有する予定のある方 世帯全員が住民税等を滞納していないこと 申込時の年齢が満20歳以上満70歳以下、返済完了時の年齢が満80歳以下の方 申込人及び同居人の前年の合計所得が1,200万円以下であること 申込人及び同居人が自己名義（共有含む）の住宅を所有していないこと</p> <p>2 対象住宅 新築マンション及び新築住宅 中古マンション（築後25年以内） 中古戸建住宅（築後20年以内、耐火構造は25年以内） 住宅の規模が40㎡以上280㎡以下のもの 併用住宅も可（ただし、住宅部分の面積2分の1以上） 建築基準法に適合するもの</p>				
内容	<p>融資限度額 : 2,000万円 利子補給率 : 0.9% 利子補給期間 : 融資契約期間の前半分（最長10年） 本人負担利率 : 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率） 担保等 : 抵当権、質権の設定。団体生命保険に加入し、かつ信用保証機関との保証契約を締結するか、連帯保証人をたてること。</p>				
経過	<p>平成8年度 : 補給利率引き下げ（2.0% 1.2%） 平成10年度 : 補給利率引き下げ（1.2% 0.9%） 平成12年度 : 補給期間引き下げ（13年 10年）</p>				
必要性	区内に定住するための住宅を取得しようとする区民が、資金が不足し住宅を取得することが困難な場合は、融資あっ旋と利子補給をし、良好な住環境の整備と定住化の促進を進める必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	188,676	166,476	154,340	151,777	125,923	120,666	101,031	
決算額（22年度は見込み）	152,989	142,987	128,749	102,287	87,604	71,697	101,031	
人件費		3,851	3,586	3,172	1,881	1,588		
【事務分担量】（%）		70	60	55	40	30		
合計（+）	152,989	146,838	132,335	105,459	89,485	73,285	101,031	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	152,989	146,838	132,335	105,459	89,485	73,285	101,031	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利子補給率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
	利子補給期間	10年	10年	10年	10年	10年	10年	10年
	実行件数 / あっ旋件数	19/24	16/16	20/21	35/41	28/31	36/36	
	融資実行額	332,780	295,100	391,929	638,900	544,000	689,400	
	利子補給件数	950	865	778	747	732	616	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	融資あっ旋利子補給	87,604	融資あっ旋利子補給	71,697	融資あっ旋利子補給	101,031

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	あっ旋件数	41	31	36	37	40	
	融資実行件数	35	28	35	36	40	

（指課題区分）	区民が本事業を知る機会を増やすため、効果的なPRに引き続き取り組む必要がある。また、申請方法に関する問い合わせに適切な案内を行い、区民が利用しやすい制度とする必要がある。
他区の実施状況	（実施 5 区 未実施 17 区） 融資あっ旋及び利子補給 中央区（あっ旋限度額：2,500万円、補給利率：1.0%～1.5%、補給期間：10年間） 新宿区（あっ旋限度額：1,500万円、補給利率：1.0%、補給期間：10年間） 助成金 台東区（マイホーム取得支援制度 50万円） 品川区（二世帯住宅取得等助成事業 90万円） 北区（三世帯住宅建設助成 50万円）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	本事業のより一層の周知のため、金融機関と協調して区民へのPRに努める。	制度利用者の増加により、定住促進及び老朽建物の更新に資することができる。
	申請に関する質問、相談等に適切な案内を行い、正確かつ迅速な受け付けが可能な体制を整える。	区民への質の高いサービス提供のみならず、本事業のPR効果も期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	定住化促進の制度として必要である。

議会議事録 （要旨） 状況	
---------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	住宅増・修築資金融資あっ旋事業	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	平野 芳枝	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	住宅資金融資（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	53年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	荒川区が区内に居住する区民に対し、住宅の増築、修築、又はアスベストの除去等に係わる改修工事に必要な資金の融資をあっ旋するとともに利子補給することにより、区民の住宅の改善に資することを目的とする。				
対象者等	<p>下記の1～9に該当し、1の～の住宅を増築、修築、又はアスベストの除去等に係わる改修工事をする者</p> <p>1 以下の住宅に現に引き続き1年以上居住していること 荒川区内にある現在居住している住宅で、居住部分が総床面積の2分の1以上 申込人が居住する共同住宅（賃貸を除く）の共用部分 申込人の所有でない建物は、その建物の所有者の工事承諾が得られたもの 申込人の所有でない土地に建てられた建物は、その土地の所有者の工事承諾が得られたもの</p> <p>2 世帯全員が住民税等を滞納していないこと 3 生活保護を受けていないこと</p> <p>4 申込時の年齢が満20歳以上で、返済完了時の年齢が満80歳以下の方。ただし、申込人の子等が連帯債務者になることが可能な場合は除く</p> <p>5 連帯保証人があること 6 融資を受けた金銭及びその利息について、十分な返済能力を有すること</p> <p>7 申込人及び同居人の前年中の合計所得金額が1,200万円以下であること</p> <p>8 現在、この融資あっ旋を受けていない方 9 現在、連帯保証人になっていない方</p> <p>[工事の範囲]次に挙げる、住居部分の居住性を高めるための増築、修繕、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 基礎、土台、外壁、屋根等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 門、塀、壁、床、窓枠等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 浴室、台所、便所等の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 車庫等の附属建物の修繕若しくは模様替え、又はアスベストの除去等に係わる改修工事 住居部分の増築で、増築後の住居部分が総床面積の2分の1以上のもの</p>				
内容	<p>1 融資あっ旋額20万円～500万円 2 利子補給率 一般世帯:0.9% 高齢者及び心身障害者同居世帯:1.2%</p> <p>3 本人負担率 住宅ローンの利率から補給利率を差し引いた利率 一般:2.1% 高齢者・身障者:1.8%</p> <p>4 返済期間 7年以内(据置期間3ヶ月を含む)</p>				
経過	<p>平成7年度 一般:1.80% 高齢者・身障者:2.25% 平成8年度 一般:1.40% 高齢者・身障者:1.75%</p> <p>平成9年度 一般:1.20% 高齢者・身障者:1.50% 平成10年度 一般:0.90% 高齢者・身障者:1.20%</p> <p>平成17年度 アスベスト除去を追加</p>				
必要性	住宅の増修築に際して、資金を必要とする区民には、融資のあっ旋と利子補給をすることで住宅の改善を支援する必要がある。特に住宅のアスベストに係る改修工事については、住民の健康保持のため、速やかに除去等を行う必要があり、支援が求められている。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	2,873	1,628	263	1,225	1,461	2,366	1,172	
決算額(22年度は見込み)	264	210	194	185	131	41	1,172	
人件費		1,100	594	476	303	529		
【事務分担量】(%)		20	12	7	5	10		
合計(+)	264	1,310	788	661	434	570	1,172	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	264	1,310	788	661	434	570	1,172	
事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
一般世帯利子補給率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	
利子補給期間	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年	
実行件数/あっ旋件数	2/2件	2/2件	0件	1/3件	0件	0件	1件	
融資実行額	4,900	3,000	0	5,000	0	0	5,000	
利子補給件数	6	8	6	5	4	3	4	
高齢・障害世帯利子補給率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	
利子補給期間	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年	
実行件数/あっ旋件数	0件	0/1件	2/2件	0件	0件	1件	1	
融資実行額	0	0	7,000	0	0	3,100	5,000	
利子補給件数	9	7	8	6	6	5	6	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	負担金補助及び交付金	融資あっ旋利子補給	131	融資あっ旋利子補給	41	融資あっ旋利子補給	1,172

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	融資実行件数	1	0	1	2	2	

（問題点・課題分析）	<p>区報等で定期的な周知を図っているが、利用件数の増加には至っていない状況である。よって、区報やホームページ以外の効果的なPR方法を検討する必要がある。</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 16 区 未実施 6 区）</p> <p>中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、渋谷、中野、杉並、北、練馬、江戸川</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	<p>区民の住宅の質の向上を支援する事業であることを、金融機関等と協調してPRする他、ファイナンシャルプランナーの団体によるセミナー等をPRの機会と捉え活用する。</p>	<p>増・修築に要する資金の調達に関して区の支援があることについて、区民への浸透が期待できる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区内の住宅の質的向上を図るため必要。

議（要旨）	<p>議（要旨）</p>
-------	--------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	特定街づくり事業協力者家賃助成	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	松島 友美	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	住宅資金融資（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 3 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区が実施する「特定街づくり事業」により、移転する借家人に対し、家賃の一部を助成することにより、関係権利者の生活の安定を図り、対象事業の円滑な推進を促す。				
対象者等	<p>1 助成対象者</p> <p>町屋駅前地区市街地再開発事業 都市計画道路事業補助線街路第306号 都市計画道路事業補助線街路第107号 都市計画道路事業補助線街路第321号 荒川地区環境改善事業 東日暮里五丁目地区第一種市街地再開発事業 その他、区長が特に必要と認めた事業</p> <p>2 助成対象世帯</p> <p>(1) 特定街づくり事業に協力し、住み替えること (2) 住み替え前の民間賃貸住宅（社宅及び家族寮等を除く）に1年以上居住していること (3) 住み替え後は、引き続き区内に居住すること (4) 住み替えにより家賃の負担が増加すること (5) 世帯全員の前年の所得金額が基準内であること (6) 住み替え後の住宅は、民間の賃貸住宅（社宅及び家族寮等を除く）であること。ただし、申請者又はその配偶者の親族が所有し、賃貸している住宅ではないこと (7) 世帯全員が住民税等を滞納していないこと (8) 他の制度により公的住宅扶助を受けていないこと</p>				
内容	<p>1 助成額 住み替え前と後の家賃の差額（限度額月額3万円） 平成11年度までは、5万円</p> <p>2 助成期間 5年間 ただし、特定街づくり事業により家賃が補填される場合はその充当される期間終了後に家賃助成を開始する。</p>				
経過	<p>事業開始 平成3年7月 平成12年度から市場家賃が低下していることから限度額を3万円に引き下げた。</p>				
必要性					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
決算額（22年度は見込み）	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
人件費		119	72	73	73	245		
【事務分担量】（%）		5	3	3	3	10		
合計（+）	1,200	1,319	1,272	1,273	1,273	1,445	1,200	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,200	1,319	1,272	1,273	1,273	1,445	1,200	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	家賃助成件数	5	2	2	2	2	2	2

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助交付金	助成金（限度額月額5万円）	1,200	助成金（限度額月額5万円）	1,200	助成金（限度額月額5万円）	1,200

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	助成件数	2	2	2	2	4	現行助成数、再開発課予測値

（問題点・課題）	平成18年度で高齢者世帯等の家賃助成制度が廃止されたが、本事業については、区のまちづくり事業に協力した借家人の住み替えを促す事業であり継続を要する。ただし、助成期間については、見直しを検討する。
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区） 中央区、新宿区、文京区、豊島区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
家賃助成期間の見直し	後年度負担の軽減が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	区のまちづくり事業に協力した借家人の住み替えを促進する事業として必要。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	分譲マンション対策	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	堀込 正彦	内線	2826
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	分譲マンション対策費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 13 年度	根拠	マンションの管理の適正化の推進に関する法律・マンションの建替えの円滑化等に関する法律		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	分譲マンションの維持管理等に関する意識啓発、情報の提供を推進し、分譲マンションにおける良好な居住環境の確保と居住者の意識、マナーの向上を図ること。				
対象者等	区内の分譲マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象とする。				
内容	<p>1 意識啓発 分譲マンションの居住マナーや維持管理など、基礎的な知識等に関する課題を解決するため、マンション管理組合や区分所有者、購入予定者を対象にセミナー等を開催する。</p> <p>2 交流会 マンションが抱える問題点や悩みなどについて意見交換を行い、可能な限り解決策まで見つけ出し、それを共有することにより、より充実した快適なマンション生活を実現する交流会に向けた醸成活動を行う。</p> <p>3 マンション相談 東京都が実施する管理アドバイザー制度、建替え・改修アドバイザー制度及びマンション専門相談と密接な連携を図り、より一層の相談体制の充実を図る。</p>				
経過	<p>H11年度 荒川区分譲マンション実態調査実施</p> <p>H12年度 荒川区住宅マスタープランにて「分譲マンションの管理等に関する支援体制の確立について」を方針化</p> <p>H13年度～ 分譲マンションセミナー実施（毎年1回）</p> <p>H18年度～ 分譲マンションセミナーを第1部（講義）・第2部（テーマ別グループ情報交換）形式で実施</p> <p>H19年度～ 分譲マンションセミナーを第1部・第2部形式で毎年2回実施</p>				
必要性	分譲マンションは、所有者が自己の責任で管理すべき個人財産であるが、区分所有という特殊性や建物規模等から、法律・維持管理に関する技術的な専門知識と適正なマンション管理運営を行う上で管理組合等の自立が必要不可欠である。また、マンション居住者の地域コミュニティへの参加を促進し、情報伝達や区政に対する意見や要望を把握する場を作るために、交流会の立ち上げも必要である。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>1. 「居住のマナーや維持管理等に関するセミナーの開催」「マンション管理等の情報提供」 区内分譲マンション管理組合にセミナー開催通知の送付 区報・ホームページ掲載 セミナー実施</p> <p>2. 「実態の把握・データの整備」 セミナー等の参加者にアンケート調査を実施</p> <p>3. 「相談体制の充実」 相談窓口、情報スポットコーナーの設置 東京都の実施する各種制度への紹介</p>				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	96	94	79	157	213	192	136	
決算額（22年度は見込み）	73	76	63	119	147	182	136	
人件費		862	854	1,708	1,694	1,629		
【事務分担量】（%）		10	10	20	20	20		
合計（+）	73	938	917	1,827	1,841	1,811	136	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	73	938	917	1,827	1,841	1,811	136	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	マンションセミナー（参加者数）	50	32	41	93	57	75	75
	マンション相談（相談件数）	41	46	32	28	30	31	30

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	講師謝礼	89	講師謝礼	124	講師謝礼	124
食糧費	セミナー賄い	1	セミナー賄い	2	セミナー賄い	3	
一般需要	消耗品	5	消耗品	0	消耗品	9	
役務費	郵送料	52	郵送料	55			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	マンションセミナー（参加者数）	93	57	75	75	99	23年度想定棟数(496)の2割
	マンション相談（相談件数）	28	30	31	30	99	23年度想定棟数(496)の2割

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、管理組合の居住環境の維持・向上に関する意識 ・マンション管理組合と地域コミュニティとの関係が希薄
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
マンション実態調査の結果を踏まえ、分譲マンション管理組合への活用制度等の情報提供を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲マンション管理者の維持管理等に関する意識の向上 ・地域コミュニティへの参画意識が高まる。
（仮称）荒川区マンション管理組合交流会の立ち上げ	マンション居住者の地域コミュニティへの参加を促進し、情報伝達や区政に対する意見や要望を把握する場が出来るとともに、より充実した快適なマンション生活の実現が可能となる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	実態調査の実施による管理意識の向上と情報提供等による管理組合支援は必要。

議会議決事項	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	区民住宅管理運営	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	遠藤 伸記	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	区民住宅管理運営費(01-01-01)				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 7年度	根拠	特定優良賃貸住宅の供給に関する法律		
終期設定	有 無 年度	法令等	荒川区民住宅条例及び施行規則		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区内に中堅所得層世帯を対象とした居住環境が良好な賃貸住宅を供給するため、民間事業者から借上げ又は区が旧住宅都市整備公団から購入した賃貸住宅を管理運営する。 使用者に対し使用料の一部を助成することにより定住化を促進し、区民の住生活の安定を図る。				
対象者等	区民住宅入居可能世帯：235世帯 新規入居者の主な条件 申込者本人(20歳以上)が区内に在住又は在勤 所得金額が基準内であること 世帯員全員が住民税及び国民健康保険料(税)を滞納していないこと 現に住宅を必要としていること				
内容	1,入居者管理...募集、資格審査、使用料等収納 2,施設維持管理...清掃、設備保守点検、空き室修繕、共用部点検 3,施設概要(1)借上型住宅 西日暮里三丁目住宅(西日暮里3-7-6,H7管理開始,鉄骨造5階建,37戸) 東日暮里六丁目住宅(東日暮里6-8-13,H9管理開始,SRC造5階建,24戸) 町屋八丁目住宅(町屋8-5-16,H10管理開始,鉄骨造5階建,40戸) (2)買取型住宅 町屋五丁目住宅(町屋5-9-2,H10管理開始,SRC造22階建,134戸) 高齢者・障害者区営住宅併設(1-3階)				
経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年10月19日「荒川区借上区民住宅(特定優良賃貸住宅)募集要綱」を制定 平成10年4月1日入居者負担額の毎年上昇率を5% 3.5%へ変更 平成13年4月1日「荒川区民住宅等の使用料等に係る滞納整理事務処理要綱」制定 平成14年3月1日「荒川区民住宅共益費取扱要綱」制定 平成14年3月 入居者条件の緩和 平成16年4月1日維持管理を東京都住宅供給公社へ委託、住宅使用料等の口座振替開始 平成18年4月1日東京都住宅供給公社を指定管理者制度で指定 平成18年7月1日東京都住宅供給公社に滞納整理業務を委託 平成21年4月1日東京都住宅供給公社を指定管理者制度で指定 				
必要性	区民住宅は、中堅所得層向けに優良な賃貸住宅を供給するものである。また、所得等に応じた家賃助成により当該所得層の定住化を促進し、住生活の安定を図る有効な施策であり、必要性は高い。				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	建物の維持管理は指定管理者制度により東京都住宅供給公社が実施、入居・使用料収納等居住者管理に関することは区が直接実施している。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	62,170	61,067	65,303	62,356	65,648	69,355	69,831	
決算額(22年度は見込み)	56,791	51,867	47,364	58,739	60,920	62,076	69,831	
人件費		22,326	19,844	17,310	16,765	16,656		
【事務分担量】(%)		335	290	267	262	264		
合計(+)	56,791	74,193	67,208	76,049	77,685	78,732	69,831	
国(特定財源)	42,977	38,913	32,287	31,327	30,173	26,946	23,334	
都(特定財源)	20,746	19,425	18,781	16,428	14,801	12,613	11,521	
その他(特定財源)	187,102	184,336	193,603	196,411	192,727	188,177	207,088	
一般財源	-194,034	-168,481	-177,463	-168,117	-160,016	-149,004	-172,112	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	区民住宅戸数	235	235	235	235	235	235	235
	新規入居者数	15	22	17	12	11	10	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	共用部電気・水道料	7,174	共用部電気・水道料	6,178	共用部電気・水道料	7,788
一般需用	維持管理用消耗品	105	維持管理用消耗品	161	維持管理用消耗品	349	
役務費	口振収納手数料	17	口振収納手数料	20	不動産鑑定手数料	1,244	
委託料	維持管理業務委託	39,530	維持管理業務委託	40,455	維持管理業務委託	43,768	
使用料及負担金補償還金	住宅管理システム	1,009	住宅管理システム	1,180	住宅管理システム	1,679	
	防災センター負担金	12,343	防災センター負担金	10,497	防災センター負担金	13,968	
	西三退去者返還敷金	663	西三退去者返還敷金	707	西三退去者返還敷金	1,035	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	入居率（%）	91.5	87.9	84.0	80.5	94.9	(365or366*235-空室期間)/(365or366*235) 稼動日数割合
	平均入居期間（年）	6.6	6.9	6.5	8.3	8.0	

（問題点・課題分析）	<p>傾斜家賃（住宅使用料が毎年度毎に3.5%ずつ増加する）に対して理解が得られにくくなってきている。負担家賃が増加する一方で、建物は老朽化していくことになり、新規入居者が減少し空き室率が上昇している。また、近年は住宅ローン金利が低利率で推移しており、自己の住宅を取得し退居するケースが増えている。今後も賃貸から持ち家という流れを受け、退居者の増加が予想される。所得が低迷する中、家賃負担が上昇するため、滞納の解消が困難になっている。</p>
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
民間の賃貸住宅情報と同様、ホームページに空き室一覧を掲載し、間取り図をリンクしたところ、ページ閲覧数が増加した。今後もホームページ、区報等を活用した見やすく、分かりやすい情報提供に取り組む。	区民住宅の認知度を高め、入居率の向上、空家の解消につなげる。
滞納額を増やさないため、滞納者との電話連絡、書面によるコンタクトを絶やさず、また適宜面談を実施することで、支払に対する意識付けを図る。	滞納者及び滞納額増加の防止。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	入居率の向上や滞納額の減少に向けた取り組みが必要。

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	町屋五丁目住宅償還	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山 淳一
		担当者名	遠藤 伸記	内線	2823
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	町屋五丁目住宅償還費（01-01-02）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	買取特定公共賃貸住宅等制度要綱	
終期設定	有 無	34 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	中堅所得者層の家族世帯を対象とした住宅を供給すると共に、その住宅の使用者に対する使用料の一部を助成することにより、定住化を促進し区民の住生活の安定を図るため、都市再生機構（購入当時：住宅・都市整備公団）から公営賃貸住宅用特定分譲住宅制度（公賃制度）を活用して購入した町屋五丁目住宅の区民住宅部分の代金を25年割賦（50回）で支払う。				
対象者等	区民住宅入居可能世帯：134世帯 新規入居者の主な条件 申込者本人（20歳以上）が区内に在住又は在勤 所得金額が基準内であること 世帯全員が住民税及び国民健康保険料（税）を滞納していないこと 現に住宅を必要としていること				
内容	区民住宅の購入代金を年2回25年間の割賦（50回）で支払う公営賃貸用特定分譲住宅等譲渡代金 (1) 工事費3,853,000,000円+事務費173,385,000円+建設利息267,920,000円=割賦元金4,294,305,000円 (2) 消費税129,828,310円 (3) 即金譲渡価格4,424,133,310円 (4) 一時金1,439,160,000円（H9.12支出済） (5) 割賦金総額5,177,794,029円				
経過	着工 平成 6年 3月26日 竣工 平成10年 3月31日 入居開始 平成10年 4月20日				
必要性	町屋五丁目住宅は、区が有する中堅所得世帯向けの環境良好な住宅であり、世帯所得に応じて区が家賃助成を実施することで該当所得層の区内定住化に資する有効な施策であり、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 年2回、5月と11月に支払いを行なう。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	206,196	206,309	206,427	206,550	206,678	206,812	206,952	
決算額（22年度は見込み）	206,196	206,309	206,427	206,550	206,678	206,812	206,952	
人件費		86	85	85	85	81		
【事務分担量】（%）		1	1	1	1	1		
合計（+）	206,196	206,395	206,512	206,635	206,763	206,893	206,952	
国（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
都（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	206,196	206,395	206,512	206,635	206,763	206,893	206,952	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	区民住宅戸数（町屋五丁目）	134	134	134	134	134	134	134
	新規入居者数（町屋五丁目）	7	13	9	5	8	8	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	公有財産	町屋五丁目住宅譲渡	206,678	206,812	町屋五丁目住宅譲渡	206,812	町屋五丁目住宅譲渡

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	入居率(%)	91.5	87.9	84.0	83.2	94.9	(365or366*235-空室期間)/ (365or366*235) 稼動日数割合
	平均入居期間(年)	6.6	6.9	6.5	8.3	8.0	

（問題点・課題分析）	<p>財政の効率化等の視点から、繰上げ償還の有利・不利、実行の可能性等について検討を要する。</p> <p>【一括返済のモデルケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23年5月に一括返済する場合 1,867,365,625円 - (23年5月支払分103,530,098円+割賦金の元金残額1,711,888,439円+消費税相当額の残額51,947,088) ・ 割賦払いによる平成23年5月以降の総支払額 2,496,823,366円 - ・ 一括返済と割賦払いの差額 (-) 629,457,741円 <p>モデルケースは返済計画表から算出している。</p>
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
一括返済に向けた資金調達等の検討	<p>一括返済より、将来に向け約6億3千万円の財政負担を軽減できる。</p> <p>また、本事務にかかる担当課での人件費、支払い時の出納部署での資金調整が不要になる。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	本事業は契約に基づく割賦金の返済であり継続。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	借上区民住宅借上	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山淳一
		担当者名	長田 駿一	内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	借上区民住宅借上料（01-03-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 7 年度	根拠			
終期設定	有 無 29 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区内に中堅所得層世帯を対象とした居住環境が良好な賃貸住宅を供給するため、民間事業者から賃貸住宅を借上げる。				
対象者等	借上型区民住宅入居可能世帯：101世帯 新規入居者主な条件 申込者本人が、成年者（20歳未満の既婚者を含む）であること 申込者本人が区内に在住又は在勤、又は荒川区に在住の1親等の親族（姻族）がいること 所得金額が基準内であること 現に住宅を必要としていること 世帯全員が住民税及び国民健康保険料を滞納していないこと 現に同居し、同居しようとしている家族の人数が、1人以上いること				
内容	次の住宅を一括借上げする。 西日暮里三丁目住宅(西日暮里3-7-6,H7管理開始,鉄骨造5階建,37戸) 東日暮里六丁目住宅(東日暮里6-8-13,H9管理開始,SRC造5階建,24戸) 町屋八丁目住宅(町屋8-5-16,H10管理開始,鉄骨造5階建,40戸)				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 7年 4月 1日 西日暮里三丁目住宅借上開始 ・平成 9年 4月10日 東日暮里六丁目住宅借上開始 ・平成10年 3月20日 町屋八丁目住宅借上開始 ・平成17年 4月 1日 借上料の改定 				
必要性	区民住宅は、中堅所得層向けに優良な賃貸住宅を供給するものである。所得等に応じた家賃助成により当該所得層の定住化を促進し、住生活の安定を図る有効な施策であり、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 借上住宅所有者に対し、前月末日までに毎月の借上料を支払う。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	177,023	177,023	171,600	171,600	171,600	171,600	171,600	
決算額（22年度は見込み）	177,022	177,022	171,600	171,600	171,600	171,600	171,600	
人件費	/	172	171	171	169	814	/	
【事務分担量】（%）	/	2	2	2	2	10	/	
合計（ + ）	177,022	177,194	171,771	171,771	171,769	172,414	171,600	
国（特定財源）	25,978	22,259	21,600	20,880	19,200	19,130	13,866	
都（特定財源）	12,989	11,500	10,638	9,981	8,761	8,027	6,900	
その他（特定財源）	111,142	112,336	117,055	119,992	111,273	119,928	118,309	
一般財源	26,913	31,099	22,478	20,918	32,535	25,329	32,525	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	区民住宅戸数（借上住宅）	101	101	101	101	101	101	101
	新規入居者数（借上住宅）	8	9	8	7	3	5	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	賃借料	住宅借上料	171,600	171,600	住宅借上料	171,600	住宅借上料

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (23年度)	
標	入居率(%)	89.9	84.6	78.4%	77.4%	94.1%	(365or366*101-空室期間)/ (365or366*101) 稼動日数割合
	平均入居期間(年)	6.4	6.8	6.7	8.3	8.0	

（問題点・課題）	家計所得の伸びの低いなか、入居者の負担を軽減し、また新たな入居を促すため、借上料の適正化を図る必要がある。
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 特優賃の未実施は練馬区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
不動産鑑定を実施し、状況に応じ、借上料の適正化について住宅所有者と交渉する。	借上料の適正化を図ることで、入居者の負担の軽減と新たな入居者の確保、区の財政負担を軽減する。
民間の賃貸住宅情報と同様、ホームページに空き室一覧を掲載し、間取り図をリンクしたところ、ページ閲覧数が増加した。今後もホームページ、区報等を活用した見やすく、分かりやすい情報提供に取り組む。	区民住宅の認知度を高め、入居率の向上、空家の解消につなげる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	契約に基づく借上料のため継続。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	都営住宅相談・募集事務	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山淳一
		担当者名	松嶋 英夫	内線	2822
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	都営住宅募集事務費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	27 年度	根拠	公営住宅法、東京都営住宅条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都特定公共賃貸住宅条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	都営住宅の相談窓口を常設するとともに地元割当事業の実施及び都の一般募集時の区民の利便性の向上を図ることなどを通して、区民の所得の低い世帯の方の住宅セーフティネット確保と居住の安定化を支援する。				
対象者等	入居資格 都内に居住 所得基準内 住宅困窮者 その他（父子・母子・多子、高齢者、心身障害者世帯等）				
内容	1 都営住宅に入居を希望する区民の常設相談窓口の設置 2 都の募集時（年間4～5回）の申込書配布・相談窓口・申込書の記入方法の説明 3 地元募集に係る事務 周知・申込書等作成 相談・受付・審査・抽選 資格審査（再審査）、入居に係る事務				
経過	昭和27年度 地元市区町村による相談・募集・申込・受付（地元割当て3割） 昭和37年度 同（地元割当て2割） 昭和41年度 申込先・受付については都に変更（郵送による申込）（地元割当て除外） 昭和43年度 日常の相談業務、通常の募集に係る申込用紙の配付及び地元割当ての募集・受付・決定				
必要性	都営住宅は、荒川区内に25団地・4344戸（21年3月公社作成資料による）、都内では約1,400団地・約26万戸がストックされ、都内住宅戸数の約5%を占めるなど、区民・都民の住宅セーフティネットとして定着しており、事業の必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 窓口を開設することで、日常の相談に応じている。年に4回ある都の定時募集時には、職員全員が対応できる体制を講じて、窓口・電話で相談に応じている。 地元割当てについては、区主体の事務として、周知・申込書作成、受付、抽選、資格審査等を行う。				

		（単位：千円）						
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算・決算額等の推移	予算額	189	189	189	189	189	189	189
	決算額（22年度は見込み）	175	90	0	0	0	0	189
	人件費		5,060	5,873	5,366	4,070	4,602	
	【事務分担量】（%）		160	130	120	105	95	
	合計（+）	175	5,150	5,873	5,366	4,070	4,602	189
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	175	5,150	5,873	5,366	4,070	4,602	189	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	募集事務用品消耗品	0	募集事務用品消耗品	0	募集事務用品消耗品	189

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	相談件数	1,480	1,400	1,400	1,400	1400	電話・窓口での相談件数

（問題点・課題分析）	地元割当住戸の確保
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
都に地元割当ての件数を増やすように働きかける。	区民の方だけが入居できる住宅の確保が図られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	都の事業だが、区民サービス提供のため、今後も都との連携を図る必要あり。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	住宅対策審議会	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山淳一
		担当者名	松嶋 英夫	内線	2 8 2 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	住宅対策審議会費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	荒川区住宅基本条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区住宅対策審議会規則	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	区長の附属機関として、区の住宅施策に関する重要な事項を審議する。 【区の主要な住宅施策】 ・市街地再開発事業、都心共同住宅供給事業による都市型住宅の供給 ・災害時の避難や消防活動の円滑化・安全で快適な住環境を確保するため、細街路整備事業を推進 ・木造住宅密集市街地の不接道宅地の改善をはかる荒川区近隣まちづくり推進制度の推進 ・密集住宅市街地整備促進事業による共同住宅の供給 ・区民住宅供給による区内定住化の促進 ・木造住宅耐震補強の推進				
対象者等					
内容	・区の住宅に関する施策について重要な事項を審議する。 ・住宅対策審議会委員数 14人（学識経験者5人、区議会議員4人、区民代表者5人）				
経過	平成19年度 第10回住宅対策審議会開催（「荒川区における新たな住宅政策のあり方」を諮問） 第11回住宅対策審議会開催（諮問事項について審議） 平成20年度 第12回～第14回（諮問事項について審議）第15回（「荒川区における新たな住宅政策のあり方」について答申）				
必要性	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の付属機関として必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区住宅基本条例第16条及び荒川区住宅対策審議会規則第2条の規定による荒川区住宅対策審議会委員の委嘱、又は任命 審議会委員の招集、会議（委員の過半数が出席必要） 荒川区住宅対策審議会規則第3条の規定による会長、職務代理者の選任				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	-	-	-	616	681	374	374	
決算額（22年度は見込み）	-	-	-	231	498	0	0	
人件費	/	-	-	1,281	2,118	0	/	
【事務分担量】（%）	/	-	-	15	25	0	/	
合計（+）	0	0	0	1,512	2,616	0	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	1,512	2,616	0	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	473	委員報酬	0	委員報酬	327
旅費	委員の交通費	16	委員の交通費	0	委員の交通費	28	
需用費	食糧費、消耗品費	9	食糧費、消耗品費	0	食糧費、消耗品費	19	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	住宅対策審議会の開催回数	2	4	1	0		重要な審議事項について必要に応じ開催

（問題点・課題分析）	なし
他区の実況	（実施 10 区 未実施 13 区） 設置している区 新宿区・文京区・北区・目黒区・世田谷区・中野区・豊島区・板橋区・足立区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	なし	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	区の住宅施策に関する重要な事項を審議する区長の附属機関として必要である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	住宅マスタープランの推進	部課名	都市整備部住環境整備課	課長名	中山淳一
		担当者名	松嶋 英夫	内線	2 8 2 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）					
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠法令等	荒川区住宅基本条例、東京都住宅基本条例、東京都住宅マスタープラン、東京都地域住宅計画、住生活基本法、住生活基本計画（全国計画）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法		
終期設定	有 無 年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	荒川区基本構想に掲げる「幸福実感都市あらかわ」の実現を目指し、良好な住環境・コミュニティの形成などを促進し、子供から高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域社会を築くことを目的に、新たな住宅施策の基本となる計画として策定した本計画に位置づけられた施策・事業について、進行管理を行い具体化を図る。				
対象者等					
内容	<p>【改定主旨】</p> <p>平成18年6月に従来の住宅建設計画法が廃止され、「住生活基本法」を制定。これを受け国は「住生活基本計画」を策定し、都は新たな「東京都住宅マスタープラン」を策定した。新たな住宅施策の基本的な方向は「量の確保から質の向上」や「ストックと市場の重視」等であり、区においてもこれらを踏まえた全面改定を行った。</p> <p>【基本目標】</p> <p>下町の暮らしやすさを活かした安心と幸福を実現できる住宅・住環境づくり</p>				
経過	<p>平成4年7月 第一次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成3年度～平成12年度）</p> <p>平成12年3月 第二次住宅マスタープラン策定（計画期間 平成13年度～平成22年度）</p> <p>平成19年度 住宅マスタープラン策定に関する業務委託</p> <p>荒川区住宅対策審議会に「新たな住宅政策のあり方」について諮問</p> <p>平成20年12月 荒川区住宅対策審議会から「新たな住宅政策のあり方」について答申</p> <p>平成21年3月 第三次住宅マスタープラン策定</p>				
必要性	誰もが安心して暮らせる「幸福都市あらかわ」の実現に向けて、新たな住宅施策を総合的・体系的に推進していくための基本計画として必要である。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>荒川区住宅対策審議会による住宅マスタープランの改定について検討・審議</p> <p>パブリックコメントの募集 区民意見等の反映</p> <p>荒川区住宅対策審議会答申 住宅マスタープラン改定</p> <p>社会情勢の変化、計画の進捗状況等により必要に応じて見直す。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額	-	-	-	5,000	8,438	-	-	
決算額（22年度は見込み）	-	-	-	4,709	7,387	-	-	
人件費		861	854	4,270	4,235	2,036		
【事務分担量】（%）		10	10	50	50	25		
合計（+）	0	861	854	8,979	11,622	2,036	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	861	854	8,979	11,622	2,036	0	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	基礎調査業務委託	5,569			0	
需要費	冊子等の印刷製本	1,817			0		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	住宅マスタープラン策定進捗率	-	策定	-	-	-	平成20年度改定

（問題点・課題）	<p>・改定住宅マスタープランは、平成30年度までの10ヵ年計画としているが、将来の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う必要がある。</p>
他区の実施状況	<p style="text-align: center;">（ 実施 22 区 未実施 区 ）</p> <p>改定状況 9年度：新宿区、台東区 10年度：渋谷区、足立区 11年度：北区・江戸川区 12年度：葛飾区、江東区、大田区、品川区、練馬区、目黒区 13年度：港区、杉並区、墨田区、世田谷区、中央区、中野区 15年度：文京区、豊島区 16年度：千代田区 17年度：目黒区、板橋区、世田谷区 18年度：足立区、台東区、墨田区 19年度：中央区、新宿区、杉並区 20年度豊島区 21年度北区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
社会情勢の変化、計画の進捗状況及び関連計画との整合性等必要に応じて見直しを行う。	状況の変化に対応した改定により、質の高い取組を展開していくことができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	継続	本計画に位置づけられた施策等について、進行管理を行い具体化していく。

議会議決要旨	平成15年2定 「新たな住宅マスタープランの策定について」
--------	-------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	細街路拡幅整備事業	部課名	都市整備部建築課	課長名	高木正人
		担当者名	井上憲司	内線	2844
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	細街路拡幅整備助成費（01-01-02） 細街路拡幅整備事務費（01-01-03）				
事務事業の種類	新規事業（22年度 21年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	59 年度	根拠	建築基準法、東京都建築安全条例、	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	建築物の新築や建替等の際に、建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者等の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより幅員4mの道路空間を確保し防災性の向上及び住環境の改善を図る。				
対象者等	細街路に面した敷地で建築物の新築や建替え等を行う建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者等。 ・対象細街路延長232km(両面) ・21年度末現在7.9km拡幅整備済(整備率34%)				
内容	建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主、土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界とし、後退部分に区が側溝の設置や路面舗装を実施して拡幅整備する。 整備の円滑化を図るための支援 1. 助成金の交付 ・後退用地の整地経費の助成(ガス・水道等の移設経費)@30,000/m ² ・ブロック塀・擁壁の移設@10,000/m ・すみ切り部分の整地助成@60,000/ヶ所 2. 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きを代行する。 ・平成21年度は「東京都建築士事務所協会荒川支部」に29,001円/件で業務委託				
経過	・昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 ・昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 ・平成2年 荒川区細街路拡幅整備を一部改正し、助成金の交付を荒川区細街路拡幅整備要綱に包含し、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止した。 ・平成20、21年 指定道路図及び指定道路調査作成委託 細街路等の道路の位置・種類を明示した指定道路図及び調査の閲覧(23年度予定)				
必要性	建築基準法が昭和25年から施行されているが、道路中心から2m後退した部分が保たれていないのが実情であった。事業に対する法的強制力はないが、建築主や土地所有者の理解と協力を得て着実に拡幅整備が進捗しており、2項道路後退には当事業が必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び居住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 1. 建築確認事前相談時に細街路拡幅整備事業の説明をする。 2. 建築確認申請に併せて拡幅整備承諾書を受理する。 3. 建築工事完了後に拡幅整備工事を実施する。(土木部道路課へ依頼) 4. 拡幅整備工事完了後に助成金の交付申請を受理する。 5. 助成金の交付並びに非課税申告の手続きを代行する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
予算額	36,677	33,861	33,368	31,504	110,961	110,062	33,442	
決算額(22年度は見込み)	26,425	30,332	27,401	29,722	107,415	108,104	33,442	
人件費		23,216	21,522	21,592	21,434	20,443		
【事務分担量】(%)		320	310	310	310	300		
合計(+)	26,425	53,548	48,923	51,314	128,849	128,547	33,442	
国(特定財源)	0	0	0	0	38,745	39,900	0	
都(特定財源)	2,963	2,259	1,393	0	0	0	0	
その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	23,462	51,289	47,530	51,314	90,104	88,647	33,442	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	整備件数(件)	188	216	240	237	246	173	200
	整備延長(m)	2,202	2,530	2,506	2,293	2,446	1,641	2,000
	整備面積(m ²)	1,384	1,628	1,380	1,354	1,487	849	1,300
	すみ切り整備(ヶ所)	23	38	28	34	42	33	33

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	後退用地整備助成	25,088	後退用地整備助成	24,337	後退用地整備助成	24,397
	一般需用費	消耗品、印刷製本	726	消耗品、印刷製本	1,096	消耗品、印刷製本	1,171
	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	4,111	後退用地非課税申告用資料作成委託	2,871	後退用地非課税申告用資料作成委託	5,196
	委託料	指定道路図及び指定道路調書作成委託	77,490	指定道路図及び指定道路調書作成委託	79,800	指定道路図保守委託	2,678

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標	細街路後退用地整備率（%）	32	33	34	35	年間1%増	整備延長 / 整備対象道路延長両側 指定道路図及び調書作成委託の調査結果、正確な数字に補正（2項道路延長両面206 232kmに変更）
	細街路拡幅整備承諾率（%）	88	87	94	90	95	承諾書受理 / 承諾書対象件数
	公共施設後退整備箇所	88	89	89	90	95	120箇所、年3施設程度（学校1施設）

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。 ・密集住宅市街地整備促進事業の他に、20年度から都市防災総合推進事業が導入された。 ・公共施設での後退整備が進まない。細街路拡幅整備に協力する周辺住民からの同意が得にくいことがある。整備率は21年度末現在、16.4%(261/1590.4m)である。なお、細街路対象公共施設の後退整備は120ヶ所のうち89ヶ所が整備済である。
	他区の実況 （実施 19 区 未実施 3 区） 23区実施率：86.9% （条例8区、要綱10区、規則1区、整備方針1区）

問題点・課題の改善策検討	
平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
建築確認申請時の他に、拡幅可能な隣地向かい或いは駐車場の敷地所有者へも、調査し職員自らが足を運び、整備事業の趣旨を理解させ協力を要請していく。	建物の建替え予定のない駐車場等空を整備することにより、建物の建替え時以外でも整備が進んでいく。（昨年度12件の実績整備あり）
密集住宅市街地整備促進事業及び防災総合推進事業が導入されているので、この事業を活用していく。	密集事業等を導入していることにより、補助金制度は細街路の整備費（道路課所管）については続行しているため、積極的に活用する。
未整備の区の公共施設については、建設、改修工事を含めて計画的に拡幅整備していく。	公共施設での後退整備を実施することにより、その道路に面する建築主の事業への協力が期待できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上と居住環境改善のため重要である。

議会議況（要旨）	なし
----------	----